

# 土地改良委託業務検査基準

## 第 1 目的

この基準は、長野県建設工事等事務処理規程第 35 条から第 40 条の規定に基づき、委託業務の検査の適切な実施を図ることを目的とする。

## 第 2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「委託業務」とは、建設工事に係る測量・調査・設計等の委託をいう。
- (2) 「検査員」とは、委託業務の検査を行う者として、会計管理者、会計センター所長 又は発注機関の長が指定した職員をいう。
- (3) 「検査要綱」とは、長野県建設工事等検査要綱をいう。
- (4) 「検査基準」とは、土地改良委託業務検査基準をいう。
- (5) 「検査」とは、検査要綱第 7 号から第 10 号の検査のことをいう。
- (6) 「観察」とは、仕様書に適合しているか、社内検査が十分実施されているか、また、出来映えはどうか等全般にわたり注意しながら見ることをいう。
- (7) 「検算」とは、数値について誤算、誤記がないか計算を行って点検することをいう。
- (8) 「照合」とは、既知件、観測件、転記の原本等を対比し正誤について確認することをいう。
- (9) 「設計内容の検討」とは、設計された構造物が目的とする必要な機能を有しているとともに、施工性、経済性等について配慮しているかを注意しながら見ることをいう。

## 第 3 適用

この基準は、長野県が発注する農業農村整備事業の測量、設計、調査、確定測量業務の成果について、測量、設計、調査、確定測量業務共通仕様書、同特別仕様書に基づいて実施される委託業務の完了検査に適用する。

## 第 4 検査の方法

検査は、検査要綱及び本検査基準により、成果品を対象として、契約書、仕様書、図面、打合せ簿等に基づいて実施する。

また、電子納品による成果については、電子納品に関する要領・基準に基づき実施する。

- 1 測量業務の検査は、精度管理表、点検記録表に基づいて、観察、検算、及び照合の方法により行い、必要に応じて現地において数値等の確認を実施する。
- 2 設計業務の検査は、設計内容の検討、検算及び照合の方法により実施する。
- 3 調査業務の検査は、調査内容の検討、検算及び照合の方法により実施する。
- 4 確定測量業務の検査は、確定測量作業要領及び同要領運用基準に定める内容により実施する。
- 5 成果品の数量の確認は、特別仕様書に基づいて実施する。

## 第5 検査の実施

検査は、検査員により次号により実施するものとする。

- 1 測量業務は、特別仕様書及び検査要綱で定める測量作業項目の業務内容に基づき総合的に実施する。
- 2 設計業務は、特別仕様書及び検査要綱で定める設計作業項目の業務内容に基づき、その仕様ごとに留意して設計構造物ごとに総合的に実施する。
- 3 調査業務は、特別仕様書及び検査要綱で定める調査項目の調査内容に基づき、総合的に実施する。
- 4 確定測量業務は、特別仕様書及び検査要綱で定める項目の他に、確定測量作業要領及び同要領運用基準の項目を準拠して、総合的に実施する。

## 第6 検査の合格判定の基準等

検査員による検査の合格及び不合格の判定する基準及び不合格の場合における処置は、次によるものとする。

- 1 合格
  - (1) 検査要綱で定める項目を満足していること。
  - (2) 第4の総合判定が良好であること。
  - (3) 仕様書等に定める作業範囲、設計条件、調査内容、業務内容等についてその範囲を満足していること。
- 2 不合格

前項にはずれる場合とする。また、不合格の場合の処置は、検査要綱第9条によるほか、次によること。

  - (1) 確定測量業務の不合格時の処置は、確定測量作業要領及び同要領運用基準を準拠すること。

## 第7 事務処理

この検査基準に係わる事務は、長野県建設工事等事務処理規定及び検査要綱に基づき処理を行うものとする。

附則

( 施行期日 )

この基準は、平成 19 年 11 月 1 日から適用する。

( 要領の廃止 )

土地改良業務委託検査基準は平成 19 年 10 月 31 日をもって廃止とする。

確定測量検査要領は平成 19 年 10 月 31 日をもって廃止とする。